(介 136)

平成 30 年 10 月 3 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事 江澤 和彦

「要介護認定等の実施について」等の一部改正について(周知依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、『要介護認定等の実施について』および『要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」、及び「特定疾病にかかる診断基準」について』につきましては、平成21年10月8日付(介35)「要介護認定に係る通知等の送付について」にてご連絡申し上げたところです。

平成30年度介護報酬改定におきましては、看護職員が行う居宅療養管理指導について、6 か月間の経過措置期間が終了し、9月末に廃止されました。これに合わせて、主治医意見書お よび記入の手引きが改正された旨の通知が厚生労働省より発出されましたのでご連絡申し上 げます。

なお、当該事務連絡においては、既に印刷されている主治医意見書について、当面の間、 併用しても差し支えないことが記されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へ ご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

・「要介護認定等の実施について」等の一部改正について(周知依頼) (平30.10.1 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事 務 連 絡 平成 30 年 10 月 1 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「要介護認定等の実施について」等の一部改正について(周知依頼)

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚くお礼申し上げます。

以下の件につきまして、添付のとおり各都道府県介護保険担当部(局)宛てに通知 しましたので、ご了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお 取り計らい願います。

なお、既に印刷されている主治医意見書については、当面の間、併用しても差し支 えないことを申し添えます。

- 「要介護認定等の実施について」の一部改正について
- 〇 「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について

本件担当

老健局老人保健課介護認定係 佐々木・山本 TEL 03-5253-1111 (内線 3944) FAX 03-3595-4010 各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長 (公 印 省 略)

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

要介護認定等に係る申請等については、これまで本職通知「要介護認定等の実施について」(平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知)により取り扱われていたところであるが、このたび別添の通り改正を行い、平成30年10月1日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図るとともに、要介護認定等の実施について遺漏のなきように期せられたい。

○ 要介護認定等の実施について(平成21年9月30日老発0930第5号)(抄)

(変更点は下線部)

○ 安月 護訟と寺の夫虺にづいて (平成 21 年 9 月 30 日 名光 0930 第 3 号)	(投)(投))
現行	改正後
(略)	(略)
(則沃克) 予沙尼辛日妻	 (別添3) 主治医意見書
(別添3) 主治医意見書	
(略)	(略)
4. 生活機能とサービスに関する意見	4. 生活機能とサービスに関する意見
(略)	(略)
(5) 医学的管理の必要性(特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサ	(5) 医学的管理の必要性(特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサ
ービスを含みます。	ービスを含みます。
□訪問診療 □訪問看護 <u>□看護職員の訪問による相談・支援</u> □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導	□訪問診療 □訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 □訪問リハビリテーション
□訪問リハビリテーション □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導	□短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 □通所リハビリテーション
□通所リハビリテーション □その他の医療系サービス ()	□その他の医療系サービス ()
(戦各)	(暇)
(略)	(略)

1 要介護認定等に係る申請

(1)要介護認定(要支援認定)の新規申請及び更新申請

要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)を受けようとする被保険者は、別添 1 - 1に示す申請書に被保険者証を添付して市町村(要介護認定を実施する広域連合及び一部事務組合等を含む。以下同じ。)に申請を行うものとする。ただし、当該被保険者が介護保険法施行規則(平成 11 年厚生労働省令第 36 号。以下「規則」という。)第 26 条第 1 項の規定により被保険者証の交付を受けた第二号被保険者以外の第二号被保険者(以下「被保険者証未交付第二号被保険者」という。)であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することは要しない。要介護更新認定又は要支援更新認定を受けようとする場合も同様とする。

(2) 要介護認定(要支援認定)区分変更申請

要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定を受けようとする被保 険者は、別添1-2に示す申請書に被保険者証を添付して市町村に申請を 行うものとする。

(3) サービスの種類指定の変更申請

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第37条第1項の規定に基づき介護給付等対象サービスの種類の指定を受けた被保険者が当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更の申請を行う場合は、別添1-3に示す申請書に被保険者証を添付して市町村に申請を行うものとする。

(4) その他

(1)から(3)に係る申請について、別添1-1、1-2及び1-3に示す様式と異なる様式を使用することは差し支えないが、規則の各条に規定する申請書への記載事項に加え、別添1-1、1-2及び1-3に示す事項を含むものとする。

2 要介護認定に係る調査の実施者

(1) 市町村職員による認定調査

要介護認定に係る調査(以下「認定調査」という。)のうち、新規の要介護認定申請に係る認定調査については、市町村職員が実施する。

(2) 指定市町村事務受託法人への委託

ただし、市町村は認定調査を指定市町村事務受託法人に委託することができる。

(3) 指定居宅介護支援事業者等への委託

市町村は、新規の要介護認定に係る認定調査を除き、認定調査を指定居宅

介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域 包括支援センター(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)又は介護 支援専門員であって規則第40条第5項の要件を満たすものに委託すること ができる。

(4)認定調査員

市町村職員、認定調査について市町村から委託を受けた指定市町村事務 受託法人、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員並びに介 護支援専門員であって、本職通知(「認定調査員等研修事業の実施について」 (平成20年6月4日老発第0604001号)により都道府県又は指定都市が実 施する認定調査に関する研修(認定調査員研修)を修了した者(以下「認定 調査員」という。)が、別途老人保健課長名で通知する「認定調査票記入の 手引き」に従って、別添2に示す認定調査票を用いて認定調査の対象者(以 下「調査対象者」という。)に関する認定調査を実施する。ただし、調査対 象者に対して3に規定する主治医意見書を記載する医師であって介護支援 専門員である者は、当該調査対象者に対して、当該申請に関する認定調査を 行うことはできない。

3 主治医の意見の聴取

要介護認定申請を受理した市町村は、審査対象者の主治医(当該調査対象者の主治医がいない場合は、市町村の職員たる医師又は市町村が指定する医師。以下同じ。)に対し、別途老人保健課長名で通知する「主治医意見書記入の手引き」に従って、別添3に示す主治医意見書への意見の記載を求め、記載された主治医意見書を回収する。

4 介護認定審査会での審査判定

介護認定審査会は、認定調査の結果及び主治医意見書の内容に基づき、本職通知(「介護認定審査会の運営について」(平成21年9月30日老発0930第6号))に規定する方法により審査判定を行う。

5 住所移転後の要介護認定の取扱い

法第36条に規定する、要介護認定に係る事項を証明する書面の様式は別添4の通りとする。

介護保険

要介護認定·要支援認定 要介護更新認定·要支援更新認定

申請書

															_)			
	〇市(町村 次のとおり			0						申	請年月	月日		平成	ţ	年		月	日
	被保険者	番号								,	個人都	番号							
	フリカ゛ナ									- :	生年月]日	明	・大	・昭	年		月	田
	氏 :	名								<u> </u>	 性	別			 男	•		女	
被	住 i	所	₹	電話番号															
			*要介護支援更	新 認	要介記	隻状!	態᠒	区分	1	2	3	4	5	要	支援	€状態区	分	1	2
保	前回の要	介護	定の場合		有効其				年		月	日	から	平成	,	年	月		日
	認定の結果	學等	※14 日 に他自え から転	台体	転出元	:自治	体	(市町	「村)	名 []					
険				者のみ記│現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 │															
	過去6月間の	<u> </u>	介護保	険 施	設等の	名称等	等 •	所在		はい	」の場	易合、	申請日	3 平	成	年		月	日
	→ 過去の方間の ・ 介護保険施設 ・ 医療機関等へ												期間	年	月	日~	年	月	日
者	入院、入所の 有無		介護保	険 施	設等の	名称等	等 ·	所在	地				期間	年	月	日~	年	月	日
			医療機	関等	の名称	等・戸	<u></u>	地					期間	年	月	日~	年	月	日
	有・	無	医療機	関等	の名称	等・戸	听在	地					期間	年	月	日~	年	月	日
		=± ₩1-		任士 [4]	Ь \ . <i>Б</i>	모수스	.=#±+	位 击 来,	± . +bs	与人 譯.	ᆂᆝᆑᄮ	ttan . ∠	\誰 ≠ ↓	伊姆坎 利	1.+6 ⇔	人滋病美刑	左唐坛	=n ∧≡	推匠 病院\
提出代行者	名称	該当に	〇(地域也)	怕又抜`	センダー・	店七川	"谜又	抜争未·	白"相)	と川張	七人 簡似	他改『)	『谜化人	体)连他的	文"拍处	介護療養型[左 僚.他		_(東) 日
行者	住所	₹									電	話番	号						
	1				Т							1		1					
-	主 治 医	主治	医の氏	名	Ŧ							医療	寮機関	名					
_		所	在	地	'								電話	番号					
筝	二号被保険		40 告か	\ i = 1	3/1 告 /) 压 @	友 亿	全际	п 7 -	-	ጠጔ፥	 ₽7							
	療保険者名		TU 成人	ا ره	」す	<u>, 1≏1</u>	泉 体	N 17K //	逐	療	57 <i>6</i> 5		食者証	E					
特	定疾病名													1					

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書

0	〇市(町 ^村 次のとお ^り								申請	年月	日		平成		年		月	日
	被保険者	番号							個	人番	:号							
	フリカ゛	†					L		生	年月	日	明	・大	• 昭	年		<u></u>	日
444	氏	名							性		別			男		:	 女	
被	住	所	₹							電	話番号	<u> </u>						
保	前回の要	介護	要介護	状態区	分 1	2	2 3	4	4 5	5	要	支援	状態	区分	1	2		
	認定の結	果等	有効期	限 ³	平成		年	月		日 7	から	平成	ţ	年	月		E	
険	変更申請理由	の																
	過去6月 介護保険		介護保険	施設の	名称等	・所	在地				其	間	年	月	日~	年	月	日
者	医療機関入院、入	等	介護保険	介護保険施設の名称等・所在地				其	明間	年	月	日~	年	月	日			
	有無	771 - 7	医療機関	等の名	称等·	所在:	地				其	間	年	月	日~	年	月	日
	有・	無	医療機関	等の名	称等・	所在	地				其	月間	年	月	日~	年	月	日
提出出	名称	該当に(〇(地域包括3	支援センタ	 一、居宅	介護支持	援事業者	• 指定	介護老人	.福祉旅	設・介語	養老人(呆健施設	・指定介	護療養型	医療施設	公、介護[日]	
提出代行者	住 所	₹								雷:	話番号	<u> </u>						
										电	п н 7	7						
		主治	医の氏名	各							医療	機関	名					
=	主治医	所	在 均	也							電	話	番号					
第	二号被保险	食者 (_'	40 歳かり	ら 64 点	の医	療保) 陰加.	入者	f) の	み言	己入							
	療保険者名			~~				医		険被	保険	者証						
特	定疾病名																	
		1																

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定調査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を。〇〇市(町村)から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

介護保険 サービスの種類指定変更申請書

0	〇市(町村次のとおり			-					申請	年月	月日	平月	ţ	年	月	日	l
	被保険者	番号							個	人看	番号						
	フリカ゛ナ	 							- 生	年月		明・大	• 昭	 	 月	E	
被	氏	名							性		別		 男		女		
保			Ŧ						'-		,,,						
険	住	所								電	話番号	号					
者	現に受け	てい	要介記	護状態	態区分	1	2	3	4	5		要支援丬	犬態区	分 1	2		
	る要介護 支援	▪要	有効期	胡限	平月	 戉	年	F]	日	から	平成	年	月		日	
けーはる類	たよビ現サ記め 種 変にうスに一載る 類 更指との受ビの旨 指 理	る類ての徐 定															
		<u>ئ</u> ئ	EOI	C &							医病	+松 88 夕					
	主 治 医	土冶	医の日	大名	₹						医獠	機関名					
	_ ,, _	所	在	地	•							電話番号					
第	二号被保险	全者(4	40 歳た	いら(64 歳 G	の医療	原保険	加入	者)の	み	記入						
医	療保険者名	3							療保証記			È					
特	定疾病名																
																	_

調査は、調査対象者が通常の状態(調査可能な状態)であると きに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、 通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

保険者番号	被保険者番号

認定調査票(概況調査)

T	調査実施者	(記入者)
	侧且大池省	

宝佐口味 一	1 TF	白少)
実施日時 平成 年 月 日 実施場	カリ「	日七	73	<u> </u>)
<u> </u>	_		! +纵 日日				
記入者氏名	P.	川	人機 関				
Ⅲ 調査対象者							
初回・2回め以降				→ - + √ /	亚 十顷 / \ \	E A =# /	, ,
│ 過去の認定 │ (前回認定 年 月 日)	育	前回記	認定結果	非該当・	要支援()・勇	要介護 ()
<u> </u>					55.4 L = 57.5		
	· 	别	男・女	生年月日	明治・大正・昭和		
対象者氏名	'-	-,,,			年月	日(歳)
┃				電話	_	_	
_				电叩			
家族等				電話	_	_	
連絡先	象者との	の関係	系(
Ⅲ 現在受けているサービスの状況について				を記入して			
在宅利用 [認定調査を行った月のサービス利用回数を記						販売は過去	6月の
品目数を記載〕			711111111111111111	310411111111111111111111111111111111111	() / () () () () () () () () (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
□訪問介護(ホームヘルプ)・訪問型サービス 5	₹	回	□(介護予	防) 福祉用具貸	:与		品目
□ (介護予防) 訪問入浴介護	1	回]特定(介	護予防) 福祉用	具販売		品目
□ (介護予防) 訪問看護	1	回]住宅改修	Ş		あり	・なし
口 (介護予防)訪問リハビリテーション	1	回口	口夜間対応	型訪問介護		月	日
□ (介護予防)居宅療養管理指導 月	1	回口	□(介護予	防) 認知症対応	型通所介護	月	日
□ 通所介護(デイサービス)・通所型サービス	Ħ		□(介護予	防) 小規模多機	能型居宅介護	月	日
口(介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)	Ħ		□(介護予	防) 認知症対応	型共同生活介護	月	日
口(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ) 月		日 []地域密着	型特定施設入	.居者生活介護	月	日
□(介護予防)短期入所療養介護(療養ショート)) 月	1	日口]地域密着	型介護老人福	祉施設入所者生活介	護 月	日
口(介護予防)特定施設入居者生活介護 月	1	日口	□定期巡回	回∙随時対応型	!訪問介護看護	月	
□看護小規模多機能型居宅介護	1	日					
□市町村特別給付 []
□介護保険給付外の在宅サービス[]
					-		
施設利用		忧	設 連 絡	. 生			
施 設 利 用 □介護老人福祉施設		旭	改 進 裕	兀			
□ / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		施設	2名				
□ □ / 版 包 / 休 座 / 版 的 ■ □ 介護療養型医療施設			· —				
□ / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
□認知症対応型共同生活介護適用施設(グループホーム)		郵便	運番号	_			
□特定施設入居者生活介護適用施設(ケアハウス等)		施設	设住所				
□医療機関(医療保険適用療養病床)							
□医療機関(療養病床以外)							
口その他の施設				電話			
IV 調査対象者の家族状況、調査対象者の居				難になるなど			-

な環境の有無)、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

1-7 歩行について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

1. つかまらないでできる

2. 何かにつかまればできる

できない

1-9 片足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

1. 支えなしでできる

2. 何か支えがあればできる

できない

1-10 洗身について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

1. 介助されていない 2. 一部介助

3. 全介助

4. 行っていない

1-11 つめ切りについて、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

1. 介助されていない

2. 一部介助

3. 全介助

1-12	視力について、あ	てはまる番号に	ニーつだけ〇	印をつけてく	ださい。		
1	. 普通(日常生活に支障	がない)					
2	. 約1m離れた視力確認	表の図が見える					
3	. 目の前に置いた視力確	認表の図が見える					
4	ほとんど見えない						
5	. 見えているのか判断不	能					
1-13	聴力について、あ	てはまる番号に	ニーつだけ〇	印をつけてく	ださい。		
1.	普通						
2.	普通の声がやっと聞き	取れる					
3.	かなり大きな声なら何	とか聞き取れる					
4.	ほとんど聞えない						
5.	聞えているのか判断不	能					
<u>2-1</u>	移乗について、あて	はまる番号に	一つだけ〇印]をつけてくか	どさい。		
1.	介助されていない	2. 見守り等		3. 一部介助		4. 全介助	
2-2	移動について、あて	はまる番号に	一つだけ〇月]をつけてくか	ださい。		
1.	介助されていない	2. 見守り等		3. 一部介助		4. 全介助	
2-3	えん下について、あ	oてはまる番号	に一つだけC)印をつけて (ください。		
1	. できる		2. 見守り等			3. できない	
2-4	食事摂取について、	あてはまる番	号に一つだけ	O印をつけて	てください	١,	
1.	介助されていない	2. 見守り等		3. 一部介助		4. 全介助	

4. 全介助

4. 全介助

3. 全介助

3. 一部介助

3. 一部介助

2-5 排尿について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

2-6 排便について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

2-7 口腔清潔について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

2. 一部介助

2. 見守り等

1. 介助されていない

1. 介助されていない

1. 介助されていない 2. 見守り等

1	. 介助されていない	2. —₹	80分助	3. 全介助
2-10	上衣の着脱につい	て、あてはまる番号	に一つだけ〇印をつけ	てください。
	. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
	. 71-22 € 40 € 0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	O. MI-71-22	17/2/
2-11	ズボン等の着脱に	ついて、あてはまる	番号に一つだけ○印を	つけてください。
1	. 介助されていない	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
2-12	外出頻度について	、あてはまる番号に	一つだけ〇印をつけて	ください。
1	. 週 1 回以上	2. 月	1 回以上	3. 月 1 回未満
3-1			ニーつだけ〇印をつけて	てください。
	. 調査対象者が意思を他 . ときどき伝達できる	有に伝達じざる		
	. とさとさ伝達できる . ほとんど伝達できない			
	. ほとんと伝達できない . できない			
4				
3-2	毎日の日課を理解す	けることについて、も	らてはまる番号に一つ <i>た</i>	ごけ〇印をつけてください
1	. できる	2. で	きない	
3–3	生年月日や年齢を訂	言うことについて、a	らてはまる番号に一つ <i>た</i>	ごけ〇印をつけてください。
1	. できる	2. で	きない	
	短期記憶(面接調: だけ〇印をつけてく		いたか思い出す)につ	いて、あてはまる番号に一つ
1	. できる	2. で	きない	
3–5	自分の名前を言うこ	ことについて、あては	はまる番号に一つだけ()印をつけてください。
1	. できる		きない	

3. 全介助

2-8 洗顔について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

2-9 整髪について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

2. 一部介助

1. 介助されていない

一の一つの字則を座所!	することについて、あてはまる番号に一つ	たけし印をつけてくたさい。
1. できる	2. できない	
	分がいる場所を答える)について、あては	はまる番号に一つだけ〇印をつり
てください。		
1. できる	2. できない	
0 (11 (11)		14.1
	あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてく	
1. ない	2. ときどきある	3. ある
9 外出すると戻れ7	ないことについて、あてはまる番号に一つ	だけ〇印をつけてください。
1. ない	2. ときどきある	3. ある
 物を盗られたなください。 	どと被害的になることについて、あてはま	きる番号に一つだけ○印をつけ ⁻
1. ない	2. ときどきある	3. ある
2 作話をすること(こついて、あてはまる番号に一つだけ〇印	をつけてください。
	((и) (10/0/ Ф и и	2017 6 1726 8
1. ない	2. ときどきある	3. b a
1. ない	2.ときどきある たりして 感情が不安定になることについ て	3. ある
1.ない 3 泣いたり、笑っ :	2.ときどきある たりして 感情が不安定になることについ て	3. ある
1.ない 3 泣いたり、笑っ : 印をつけてくださ 1.ない	2.ときどきある たりして感情が不安定になることについて らい。	3. ある こ、あてはま る番号に一つだけ の 3. ある
1.ない 3 泣いたり、笑っ : 印をつけてくださ 1.ない	2. ときどきある たりして感情が不安定になることについて らい。 2. ときどきある	3. ある こ、 あてはまる番号に一つだけの 3. ある
1.ない 3 泣いたり、笑っ: 印をつけてくださ 1.ない 4 昼夜の逆転につい	2. ときどきある たりして感情が不安定になることについて い。 2. ときどきある いて、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ	3.ある こ、 あ てはま る番号に一つだけ (3.ある けてください。
1.ない 3 泣いたり、笑ったりでくださ 1.ない 4 昼夜の逆転につい	2. ときどきある たりして感情が不安定になることについて い。 2. ときどきある いて、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ	3. ある て、あてはま る番号に一つだけ の 3. ある けてください。 3. ある
1.ない 3 泣いたり、笑ったりでくださ 1.ない 4 昼夜の逆転につい	2. ときどきある たりして感情が不安定になることについて い。 2. ときどきある いて、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ 2. ときどきある	3. ある て、あてはま る番号に一つだけ の 3. ある けてください。 3. ある
1. ない -3 泣いたり、笑っ: 印をつけてくださ 1. ない -4 昼夜の逆転につい 1. ない -5 しつこく同じ話さ	2. ときどきある たりして感情が不安定になることについて い。 2. ときどきある いて、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ 2. ときどきある	3. ある C、あてはまる番号に一つだけの 3. ある けてください。 3. ある つだけ〇印をつけてください。 3. ある
1. ない 3 泣いたり、笑ったのけてくだされない 4 昼夜の逆転につい 1. ない 5 しつこく同じ話されない	2. ときどきある たりして感情が不安定になることについて い。 2. ときどきある いて、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ 2. ときどきある をすることについて、あてはまる番号に一 2. ときどきある	3. ある C、あてはまる番号に一つだけ(3. ある けてください。 3. ある つだけ〇印をつけてください。 3. ある
1. ない -3 泣いたり、笑っ: 印をつけてくださ 1. ない -4 昼夜の逆転につい 1. ない -5 しつこく同じ話さ 1. ない -6 大声を出すことに 1. ない	2. ときどきある たりして感情が不安定になることについて い。 2. ときどきある いて、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ 2. ときどきある をすることについて、あてはまる番号に一 2. ときどきある こついて、あてはまる番号に一つだけ〇印 2. ときどきある	3. ある C、あてはまる番号に一つだけの 3. ある けてください。 3. ある つだけ〇印をつけてください。 3. ある をつけてください。 3. ある
1. ない -3 泣いたり、笑っ: 印をつけてくださ 1. ない -4 昼夜の逆転につい 1. ない -5 しつこく同じ話さ 1. ない -6 大声を出すことに 1. ない	2. ときどきある たりして感情が不安定になることについて い。 2. ときどきある いて、あてはまる番号に一つだけ〇印をつ 2. ときどきある をすることについて、あてはまる番号に一 2. ときどきある	3. ある C、あてはまる番号に一つだけの 3. ある けてください。 3. ある つだけ〇印をつけてください。 3. ある をつけてください。 3. ある

1. ない	2. ときどきある	3. ある
9 一人で外に出たがり目が ください。	離せないことについて、あてはま	る番号に一つだけ○印をつけ
1. ない	2. ときどきある	3. ある
10 いろいろなものを集めた 〇印をつけてください。	こり、無断でもってくることについ	て、あてはまる番号に一つだ
1. ない	2. ときどきある	3. ある
11 物を壊したり、衣類を碌 てください。	皮いたりすることについて、あては	まる番号に一つだけ〇印をつ
1. ない	2. ときどきある	3. ある
12 ひどい物忘れについて、	あてはまる番号に一つだけ〇印を	つけてください。
1. ない	2. ときどきある	3. ある
	2.ときどきある り 笑いをすることについて、あては	
3 意味もなく独り言や独り		
13 意味もなく独り言や独り てください。 1.ない	り笑いをすることについて、あては	ま る番号に一つだけ〇印をつ 3. ある
13 意味もなく独り言や独り てください。 1.ない	り 笑いをすることについて、あては 2. ときどきある	ま る番号に一つだけ〇印をつ 3. ある
13 意味もなく独り言や独り てください。 1.ない 14 自分勝手に行動すること 1.ない	り 笑いをすることについて、あ ては 2. ときどきある :について、あてはまる番号に一つ	まる番号に一つだけ〇印をつ 3. ある だけ〇印をつけてください。 3. ある
13 意味もなく独り言や独り てください。 1.ない 14 自分勝手に行動すること 1.ない	り 笑いをすることについて、あては 2. ときどきある : について、あてはまる番号に一つ 2. ときどきある	まる番号に一つだけ〇印をつ 3. ある だけ〇印をつけてください。 3. ある
13 意味もなく独り言や独り てください。 1.ない 14 自分勝手に行動すること 1.ない 15 話がまとまらず、会話に ください。 1.ない	り笑いをすることについて、あては 2. ときどきある : について、あてはまる番号に一つ 2. ときどきある こならないことについて、あてはま	まる番号に一つだけ〇印をつ 3. ある だけ〇印をつけてください。 3. ある る番号に一つだけ〇印をつけ 3. ある
3 意味もなく独り言や独り てください。 1. ない 4 自分勝手に行動すること 1. ない 5 話がまとまらず、会話に ください。 1. ない	り笑いをすることについて、あては 2. ときどきある について、あてはまる番号に一つ 2. ときどきある こならないことについて、あてはま 2. ときどきある	まる番号に一つだけ〇印をつ 3. ある だけ〇印をつけてください。 3. ある る番号に一つだけ〇印をつけ 3. ある
13 意味もなく独り言や独り てください。 1.ない 14 自分勝手に行動すること 1.ない 15 話がまとまらず、会話に ください。 1.ない 1.ない	2. ときどきある c. について、あてはまる番号に一つ 2. ときどきある c. ならないことについて、あてはま 2. ときどきある はまる番号に一つだけ〇印をつけて	まる番号に一つだけ〇印をつ 3. ある だけ〇印をつけてください。 3. ある 3. ある 3. ある Cください。 3. 全介助

5-3 日常の意思決定について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

1. できる

2. 特別な場合を除いてできる 3. 日常的に困難

4. できない

5-4 集団への不適応について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

1. ない

2. ときどきある

3. ある

5-5 買い物について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

1. 介助されていない 2. 見守り等

3. 一部介助

4. 全介助

5-6 簡単な調理について、あてはまる番号に一つだけ〇印をつけてください。

1. 介助されていない

2. 見守り等

3. 一部介助

4. 全介助

6 過去14日間に受けた医療について、あてはまる番号すべてに〇印をつけてください。

(複数回答可)

処置内容

1. 点滴の管理

2. 中心静脈栄養

3. 透析

4. ストーマ(人工肛門)の処置

5. 酸素療法

6. レスピレーター(人工呼吸器)

7. 気管切開の処置

8. 疼痛の看護 9. 経管栄養

特別な対応

10. モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)

11. じょくそうの処置

12. カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)

7 日常生活自立度について、各々該当するものに一つだけ〇印をつけてください。

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	自立・J 1 · J 2 · A 1 · A 2 · B 1 · B 2 · C 1 · C 2
認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・Ia・Ib・皿a・皿b・Ⅳ・M

調査日	年	月	В	保険者番号	被保険者番号
調宜口		Н		休陕白留亏	做 休 陕 伯 餁 亐

認定調査票(特記事項)

4 点从做处。也只我先后明生上了在口上点点之本处型主任
1 身体機能・起居動作に関連する項目についての特記事項
1-1 麻痺等の有無,1-2 拘縮の有無,1-3 寝返り,1-4 起き上がり,1-5 座位保持,1-6 両足での立位,1-7 歩行,1-6
立ち上がり,1−9 片足での立位,1−10 洗身,1−11 つめ切り,1−12 視力,1−13 聴力
()
-()
<u>`</u>
2-1 移乗,2-2 移動,2-3 えん下,2-4 食事摂取,2-5 排尿,2-6 排便,2-7 口腔清潔,2-8 洗顔,2-9 整髪,2-10 上衣
の着脱, 2-11 ズボン等の着脱, 2-12 外出頻度
<u>()</u>
()
() ()
3 認知機能に関連する項目についての特記事項
3-1 意思の伝達, 3-2 毎日の日課を理解, 3-3 生年月日を言う, 3-4 短期記憶, 3-5 自分の名前を言う, 3-6 今の季節
を理解、3-7 場所の理解、3-8 徘徊、3-9 外出して戻れない
<u>()</u>
4 精神・行動障害に関連する項目についての特記事項
4-1 被害的, 4-2 作話, 4-3 感情が不安定, 4-4 昼夜逆転, 4-5 同じ話をする, 4-6 大声を出す, 4-7 介護に抵抗, 4-8
落ち着きなし、4-9 一人で出たがる、4-10 収集癖、4-11 物や衣類を壊す、4-12 ひどい物忘れ、4-13 独り言・独り笑
い、4-14 自分勝手に行動する、4-15 話がまとまらない
()
()
()
5 社会生活への適応に関連する項目についての特記事項
5-1 薬の内服,5-2 金銭の管理,5-3 日常の意思決定,5-4 集団への不適応,5-5 買い物,5-6 簡単な調理
()
() -()
∖/
6 特別な医療
· ()
() ()
7 日常生活自立度に関連する項目についての特記事項
7-1 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度),7-2 認知症高齢者の日常生活自立度
()
()

	(> 10 28	J.\			1		_			
	(ふりが	(£)				男	〒 −			
申請者						•				
	明・大・	172 4	年 月	日生(歳)	女	連絡先	()	
上記の由請者					//////////////////////////////////////		(単元)	(,	/	
	上記の申請者に関する意見は以下の通りです。 主治医として、本意見書が介護サービス計画作成等に利用されることに □同意する。 □同意しない。									
	、平忠允官	プロ・プロ・ラグ	しつ可凹	コトル・守にか	用される		- 口内息 9	ე∘ ⊓h	1尽 いない	0
医師氏名 医療機関名						é	電話 ()		
医療機関所在	: †						AX ()		_
		T					TIA (/		
(1)最終診		平成	——年	月			1			
(2)意見書作	作成回数	□初回	□2回目以	以上						
		□有	□無							
(3)他科受詞	診の有無						外科 □脳神			X 尿器科
		□婦丿	、科 □眼科	斗 □耳鼻咽	喉科 □リ	ハビリテー	ション科 □歯科	斗 □その他	()
1. 傷病に	関する意見	₹								
(1)診断名	(特定疾病	または生活	5機能低下の	の直接の原[因となっ^	ている信	易病名についる	ては 1. に記え	入)及び乳	 能症年月日
1.					発症年月	l B	 (昭和・平成	年	月	日頃)
					,		, , , , ,	,		
2.					発症年月	l H	(昭和・平成	年	月	日頃)
<u>3.</u>					発症年月	日	(昭和•平成	年	月	日頃)
(2)症状とし	ての安定性	=			□安第		□不安定	□不見		
(「不安定」と			 迎を記入)		口女/		口小女庄	<u> </u>	λ1	
(11 女儿) 已		マドキュッタルノ	1) L Z HL) ()							
2. 特別な	车 存 (沿	±11P	問以内に受	けた医療の	すべてに	チェッ	<u>ク</u>)			
処置内容					-			トーマの加署	□職妻	春 注
<u>特別な対応</u>	□レスピレーター □気管切開の処置 □疼痛の看護 □経管栄養									
3. 心身の4							- /			
(1)日常生活										
				□自立	□ I1	□.12	□A1 □A2	□B1 □:	B2 □C1	□C2
• 認知症高齢				□自立						
	(2) 認知症の中核症状(認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む)									
・短期記憶				問題なし	□問題る	あり				
・日常の意思	思決定を行						雛 口見守りが			
・自分の意思				伝えられる	しいく!	うか困難	雛 □具体的要	求に限られる	る 口伝え	られない
(3)認知症の							知症以外の疾患			景合を含む)
□無┆□有	•		□妄想				□暴行 □∞		□徘徊	П
			₹ □不潔征	庁為 □異食	行動 □	性的問	題行動 □その	の他 ()	
(4) その他(+ =	1万元シャナ州	: ¬+ /	`	☐ fmr \
□無∶□有	L症状名	ı :				- 男門	医受診の有無	: 凵)	□無〕

1 / _ \ _ + /	
(5)身体の状態	
	身長= cm 体重= kg (過去 6 ヶ月の体重の変化 □ 増加 □ 維持 □減少)
□四肢欠損	(部位:)
□麻痺	□右上肢(程度:□軽 □中 □重) □左上肢(程度:□軽 □中 □重)
	□右下肢(程度:□軽 □中 □重) □左下肢(程度:□軽 □中 □重)
	□その他(部位: 程度:□軽 □中 □重)
□筋力の低下	(部位:程度:□軽 □中 □重)
□関節の拘縮	(部位:程度:□軽 □中 □重)
□関節の痛み	(部位:程度:□軽 □中 □重)
	・上肢 □右 □左 ・下肢 □右 □左 ・体幹 □右 □左
□褥瘡	
口での他の反肩疾患	、(部位:程度:□軽 □中 □重)
4. 生活機能とサービスに	こ関する意見
(1)移動	
屋外歩行	□自立 □介助があればしている □していない
	□用いていない □主に自分で操作している □主に他人が操作している
	複数選択可) □用いていない □屋外で使用 □屋内で使用
(2)栄養・食生活	
	□自立ないし何とか自分で食べられる □全面介助
現在の栄養状態	
→ 栄養・食生活上の留意	
	今後発生の可能性の高い状態とその対処方針 所 □移動能力の低下 □褥瘡 □心肺機能の低下 □閉じこもり □意欲低下 □徘徊
	万 □移動能力の低下 □榜簿 □心肺機能の低下 □闭しこもり □息軟低下 □停徊 □ 下機能低下 □脱水 □易感染性 □がん等による疼痛 □その他()
□似未食 □於良・號 → 対処方針 (「機能似」
	生活機能の維持・改善の見通し
	きる □期待できない □不明
(5)医学的管理の必要性	生(特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含みます。)┃
	生(特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含みます。) □訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導
□訪問診療	生(特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含みます。) □訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時によ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時によ ・血圧 □特になし □あり ・摂食 □特になし □あり	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □特になし □あり ()・近側 □特になし □あり ()・での他 ()・その他 ()・その他 ()・その他 ()
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時に ・血圧 □特になし □あり・・ ・摂食 □特になし □あり・・ ・嚥下 □特になし □あり・ ・でである。	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・ り ()・運動 □特になし □あり ()・ り ()・その他 () の場合は具体的に記入して下さい)
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時によ ・血圧 □特になし □あり ・摂食 □特になし □あり	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □特になし □あり ()・近側 □特になし □あり ()・での他 ()・その他 ()・その他 ()・その他 ()
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時によ ・血圧 □特になし □あり ・摂食 □特になし □あり ・嚥下 □特になし □あり	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・ り ()・運動 □特になし □あり ()・ り ()・その他 () の場合は具体的に記入して下さい)
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時には・血圧 □特になし □あり・摂食 □特になし □あり・嚥下 □特になし □あり (7) 感染症の有無 (有の □無 □ □有 (5. 特記すべき事項 要介護認定及び介護サ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □・その他 ()・その他 ()・その他 ()・での場合は具体的に記入して下さい) □不明
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時には・血圧 □特になし □あり・摂食 □特になし □あり・嚥下 □特になし □あり (7) 感染症の有無 (有の □無 □ □有 (5. 特記すべき事項 要介護認定及び介護サ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近の ()・その他 ()・その他 ()・その他 ()・その他 ()・そのもして下さい)
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時には・血圧 □特になし □あり・摂食 □特になし □あり・嚥下 □特になし □あり (7) 感染症の有無 (有の □無 □ □有 (5. 特記すべき事項 要介護認定及び介護サ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □・その他 ()・その他 ()・その他 ()・での場合は具体的に記入して下さい) □不明
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時には・血圧 □特になし □あり・摂食 □特になし □あり・嚥下 □特になし □あり (7) 感染症の有無 (有の □無 □ □有 (5. 特記すべき事項 要介護認定及び介護サ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □・その他 ()・その他 ()・その他 ()・での場合は具体的に記入して下さい) □不明
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時には・血圧 □特になし □あり・摂食 □特になし □あり・嚥下 □特になし □あり (7) 感染症の有無 (有の □無 □ □有 (5. 特記すべき事項 要介護認定及び介護サ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □・その他 ()・その他 ()・その他 ()・での場合は具体的に記入して下さい) □不明
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時には・血圧 □特になし □あい・摂食 □特になし □あい・嚥下 □特になし □あい(7) 感染症の有無(有の□無・□有(5・特記すべき事項要介護認定及び介護サ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □・その他 ()・その他 ()・その他 ()・での場合は具体的に記入して下さい) □不明
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時には・血圧 □特になし □あい・摂食 □特になし □あい・嚥下 □特になし □あい(7) 感染症の有無(有の□無・□有(5・特記すべき事項要介護認定及び介護サ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □・その他 ()・その他 ()・その他 ()・での場合は具体的に記入して下さい) □不明
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時には・血圧 □特になし □あり・摂食 □特になし □あり・嚥下 □特になし □あり (7) 感染症の有無 (有の □無 □ □有 (5. 特記すべき事項 要介護認定及び介護サ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □・その他 ()・その他 ()・その他 ()・での場合は具体的に記入して下さい) □不明
□訪問診療 □訪問リハビリテーショ □通所リハビリテーショ (6) サービス提供時には・血圧 □特になし □あい・摂食 □特になし □あい・嚥下 □特になし □あい(7) 感染症の有無(有の□無・□有(5・特記すべき事項要介護認定及び介護サ	□訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 ン □短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 ン □その他の医療系サービス () おける医学的観点からの留意事項 り ()・移動 □特になし □あり ()・運動 □特になし □あり ()・近側 □・その他 ()・その他 ()・その他 ()・での場合は具体的に記入して下さい) □不明

介護保険受給資格証明書

	番号					
被	フリガナ					
保	氏 名					
険	生年月日	明・大・昭 年 月 日 男・女				
者	住 所					
	(転出先予)	≣)				
	異動予定E	平成 年 月 日				
	上記の者は、介護保険の要介護認定・要支援認定等を次のとおり受けている(申請中の)者であることを証する。 平成 年 月 日					
	 認定済	<u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </u>				
要介	護状態区分	認定年月日				
認定(の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで有効				
合 (住 負担	者の負担割 所移転前の 割合) 認定審査会	割(
の意						
	備 考					

裏面に注意事項を記入

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長 (公印省略)

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」 及び「特定疾病にかかる診断基準」について」の一部改正について

要介護認定に係る認定調査等の実施については「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」(平成21年9月30日老老発0930第2号厚生労働省老健局老人保健課長通知)に基づき実施しているところであるが、今般、別添の通り見直しを行い、平成30年10月1日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図られたい。

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」 の一部改正についての新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 前 改 正 後

(別添2)主治医意見書記入の手引き (略)

4. 生活機能とサービスに関する意見(略)

(5) 医学的管理の必要性

医学的観点から、申請者が利用する必要があると考えられる医療系サービスについて、以下の各サービスの内容を参考に、該当するサービスの口にレ印をつけてください。各サービスについては、予防給付で提供されるサービスも含みます。

訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導については、口腔内の状態(例えば、歯の崩壊や喪失状態、歯の動揺や歯肉からの出血の有無、義歯の不適合等)をもとに、口腔ケアの必要性に応じて該当する口にレ印をつけてください。また、特に必要性が高いと判断されるサービスについては、項目に下線を引いてください。

なお、本項目の記入は、ここに記入されているサービスについての指示書 に代わるものではありませんのでご注意ください。

(略)	
看護職員の訪問	医療機関及び訪問看護ステーションの看護職員が訪問し
による相談・支	て、療養上の様々な課題・悩みに対する相談・支援を行う
<u>援</u>	<u>ものをいう。</u>
(略)	

(略)

(別添2)主治医意見書記入の手引き (略)

4. 生活機能とサービスに関する意見(略)

(5) 医学的管理の必要性

医学的観点から、申請者が利用する必要があると考えられる医療系サービスについて、以下の各サービスの内容を参考に、該当するサービスの口にレ印をつけてください。各サービスについては、予防給付で提供されるサービスも含みます。

訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導については、口腔内の状態(例えば、歯の崩壊や喪失状態、歯の動揺や歯肉からの出血の有無、義歯の不適合等)をもとに、口腔ケアの必要性に応じて該当する口にレ印をつけてください。また、特に必要性が高いと判断されるサービスについては、項目に下線を引いてください。

なお、本項目の記入は、ここに記入されているサービスについての指示書 に代わるものではありませんのでご注意ください。

(略)	
(削除)_	<u>(削除)</u>
(略)	

(略)

主治医意見書記入の手引き

I 介護保険制度における主治医意見書について

1 主治医意見書の位置付け

介護保険の被保険者が保険によるサービスを利用するためには、介護の必要性の有無やその程度等についての認定(要介護認定)を保険者である市町村から受ける必要があります。

この要介護認定は、市町村職員等による調査によって得られた情報及び主治医の意見に基づき、市町村等に置かれる保健・医療・福祉の学識経験者から構成される介護認定審査会において、全国一律の基準に基づき公平・公正に行われます。

介護保険法では、被保険者から要介護認定の申請を受けた市町村は、当該被保険者の「身体上又は精神上の障害(生活機能低下)の原因である疾病又は負傷の状況等」について、申請者に主治医がいる場合には、主治医から意見を求めることとされています。主治医意見書は、この規定に基づき、申請者に主治医がいる場合には、主治医がその意見を記入するものであり、その様式等については全国で一律のものを使用することとします。

要介護認定の結果如何によって、申請を行った高齢者は介護保険によるサービス を利用できるかどうかが、また利用できる場合には在宅サービスの上限や施設に支 払われる報酬が決定されることとなるものですから、審査判定に用いられる資料で ある主治医意見書の役割は極めて大きいものです。

介護認定審査会では、医療関係者以外の委員もその内容を理解した上で審査判定 を行うことになりますので、なるべく難解な専門用語を用いることは避け、平易に わかりやすく記入してください。

2 主治医意見書の具体的な利用方法

主治医意見書は、介護認定審査会において、主として以下のように用いられます。

(1) 第2号被保険者の場合、生活機能低下の直接の原因となっている疾病が特定疾病 に該当するかどうかの確認

申請者が40歳以上65歳未満の場合は、要介護状態の原因である身体上又は精神上の生活機能低下が政令で定められた16疾病(特定疾病)によることが認定の要件となっています。介護認定審査会は、主治医意見書に記入された診断名やその診断の根拠として記入されている内容に基づき、申請者の生活機能低下の原因となっている疾病がこの特定疾病に該当していることを確認します。その上で、介護の必要度等について、65歳以上の方と同様に審査及び判定を行います。

従って、特定疾病に該当している場合の診断根拠については、本主治医意見書内に記入してください。

(2) 介護の手間がどの程度になるのかの確認(介護の手間に係る審査判定)

介護認定審査会ではまず心身の状況に関する 74 項目の調査項目と主治医意見書に基づく一次判定結果を原案として介護の手間に係る審査判定を行います。審査判定にあたっては、認定調査票の特記事項や主治医意見書に記入された医学的観点からの意見等を加味して、介護の手間の程度や状況等を総合的に勘案することとなりますので、必要に応じて一次判定結果は変更されます。

従って、介護の手間の程度や状況等について具体的な状況を挙げて記入してください。

(3) 状態の維持・改善可能性の評価 (状態の維持・改善に係る審査判定)

介護認定審査会における介護の手間に係る審査判定において「要支援2」「要介護1」「要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態」と判定された者に対しては、続いて状態の維持・改善可能性に係る審査判定を行い、「要支援2」「要介護1」のいずれの要介護状態等区分に該当するか、判定を行います。審査判定にあたっては、認定調査項目や、特記事項、主治医意見書に記入された医学的観点からの意見等を加味して、心身の状態が安定していない者や認知症等により予防給付等の利用に係る適切な理解が困難な者を除いた者を「要支援2」と判定することとなります。

(4) 認定調査による調査結果の確認・修正

認定調査員による認定調査は、通常は1回の審査に対して1回行うこととされており、また、認定調査員の専門分野も医療分野に限らず様々です。従って、申請者に対して長期間にわたり医学的管理を行っている主治医の意見の方が、より申請者の状況について正確に把握していることが明らかな場合には、介護認定審査会は認定調査員の調査結果を修正し、改めて一次判定からやり直すこととなります。

(5) 介護サービス計画作成時の利用

介護サービス計画の作成に際し、介護サービスを提供するにあたっての医学的観点からの意見や留意点等についての情報を、申請者等の同意を得てサービス提供者に提供することになります。

サービス提供時の医学的観点からの留意点や禁忌等は主治医意見書の記載内容 のみから判断されるものではありませんが、介護サービス計画作成等に有用となる 留意点をお分かりになる範囲で具体的に記入してください。

Ⅱ 記入に際しての留意事項

.1 記入者

主治医意見書の記入は、申請者の主治医が行ってください。

2. 記入方法

主治医意見書への記入は、インク、またはボールペンを使用してください。なお、パーソナルコンピュータ等を使用することはさしつかえありませんが、その場合には感熱紙等長期間の保存に適さないものは用いないでください。記入欄に必要な文字または数値を記入し、また口にレ印をつけてください。

Ⅲ 記入マニュアル

0. 基本情報

「申請者の氏名」等

申請者の氏名を記入し、ふりがなを併記してください。

性別については、該当する口にレ印をつけてください。

生年月日及び年齢(満年齢)については、該当するものに〇印をつけ、必要事項を 記入してください。

住所及び連絡先については、居住地(自宅)の住所及び電話番号も記入してください。施設に入院·入所している場合は、当該施設の施設名、住所及び電話番号を記入してください。

主治医として主治医意見書が介護サービス計画作成の際に利用されることについて同意する場合は「□同意する」に、同意しない場合には「□同意しない」にレ印をつけてください。

主治医意見書における「介護サービス計画作成等」の想定する範囲は、介護保険事業の適切な運営のために必要な範囲であって、介護サービス計画作成に加えて、例えば、

- ・総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- ・地域ケア会議における個別事例の検討
- ・指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
- ・認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定

に関する利用を考えており、その範囲内において取り扱っていただきますよ**う**お 願いします。

同意する場合には、介護サービス計画の内容についての検討を行うサービス担当 者会議に本主治医意見書が提示されます。

なお、申請者本人の同意を得た上で主治医意見書をサービス担当者会議の参加者に示すことについては、主治医に「守秘義務」に関する問題が生じることはないことを申し添えます。

「医師氏名」等

主治医意見書を記入する主治医の所属する医療機関の所在地及び名称、電話番号、主治医の氏名を記入してください。

なお、医師氏名の欄には、押印の必要はありません。また、医療機関の所在地及 び名称等は、ゴム印等を用いても構いません。

ただし、医師本人の記入であることを確認する必要があることから、医師氏名の みは医師本人による自署をお願いします。氏名にもゴム印等を用いる場合は、押印 してください。

(1) 最終診察日

申請者を最後に診察した日を記入してください。

(2) 主治医意見書作成回数

申請者について主治医意見書を初めて作成する場合は「□初回」に、2回目以降の場合は「□2回目以上」にレ印をつけてください。

(3) 他科受診の有無

申請者が他科を受診しているかどうかについて、お分かりになる範囲で該当する口にレ印をつけてください。有の場合は、該当する診療科名の口にレ印をつけてください。主治医意見書中に該当する診療科名がない場合には、その他の()内に診療科名を記入してください。

1. 傷病に関する意見

(1)診断名

現在、罹患している傷病の診断名と、その発症年月日を記入してください。 発症年月日がはっきりわからない場合は、おおよその発症年月を記入してください。例えば、脳血管障害の再発や併発の場合には、直近の発作(発症)が起き た年月日を記入してください。

「1.」の傷病名には、65歳以上の第1号被保険者については、生活機能 (※) 低下の直接の原因となっている傷病名を、40歳以上65歳未満の第2号被保険者 については、介護を必要とさせている生活機能低下等の直接の原因となっている 特定疾病名を記入してください。

生活機能低下を引き起こしている傷病が複数ある場合もまれではありません が、より主体であると考えられる傷病を優先して記入してください。

なお、4種類以上の傷病に罹患している場合については、主な傷病名の記入に とどめ、必要であれば、「5. 特記すべき事項」の欄に記入してください。

特定疾病の診断については、以下に示す「特定疾病の症候・所見のポイント」を参考としつつ、別添3の「特定疾病にかかる診断基準」に従って記入するとともに、診断上の主な所見については「(3)生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容」に記入してください。

※: 生活機能とは、①体・精神の働き、体の部分である「心身機能」、②ADL(日常生活行為)・ 外出・家事・職業に関する生活行為全般である「活動」、③家庭や社会での役割を果たすことであ る「参加」、のすべてを含む包括概念。

生活機能には健康状態 (病気・怪我・ストレスなど)、環境因子 (物的環境・人的環境・制度的環境)、個人因子 (年齢・性別など) などが様々に影響する。

特定疾病の症候・所見のポイント

		付足疾病の症候・別兄のパイント
	疾病名	症候・所見
1	がん	以下のいずれかの方法により悪性新生物であると診断され、かつ、治癒を目的とした治療に反
	(がん末期)	応せず、進行性かつ治癒困難な状態(注)にあるもの。
		① 組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されているもの
		② 組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されていない場合は、臨床的に腫
		瘍性病変があり、かつ、一定の時間的間隔を置いた同一の検査(画像診査など)等で進行
		性の性質を示すもの。
		注) ここでいう治癒困難な状態とは、概ね6月間程度で死が訪れると判断される場合を指す。
		なお、現に抗がん剤等による治療が行われている場合であっても、症状緩和等、直接治癒を目
		的としていない治療の場合は治癒困難な状態にあるものとする。
2	関節リウマチ	指の小関節から股・膝のような大関節まであらゆる関節に炎症が起こり、疼痛・機能障害が出
		現する。とくに未明から早朝に痛みとこわばりが強い。筋、腱にも影響し筋力低下や動作緩慢
		が顕著になる。
3	筋萎縮性側索硬	筋萎縮・筋力低下、球麻痺、筋肉の線維束性収縮、錐体路症状を認める。それに反して感覚障
	化症	害、眼球運動障害、膀胱直腸障害、褥瘡は原則として末期まで認めない。
4	後縦靭帯骨化症	靭帯の骨化は頚椎に最も多く、頚髄の圧迫では手足のしびれ感、運動障害、腱反射亢進、病的
		反射出現等の痙性四肢麻痺となる。胸髄圧迫では上肢は異常なく、下肢の痙性対麻痺となる。
5	骨折を伴う	脊椎圧迫骨折 … 腰背部痛を伴う脊柱の変形が特徴的である。軽微な外傷後もしくは誘因なく
	骨粗鬆症	急性の腰痛を生じ寝たきりになることが多い。
		大腿骨頚部骨折・転子部骨折 … 転倒等の後に、大転子部の痛みを訴え起立不能となる。膝の
		痛みを訴える場合もある。転位の少ない頚部骨折の場合、歩行可能な場合もある。
6	初老期における	アルツハイマー病 … 初期の主症状は、記憶障害である。また、意欲の低下、物事の整理整頓が困難
	認知症(アルツハイマー	となり、時間に関する見当識障害がみられる。 中期には、記憶の保持が短くなり、薬を飲ん
	病、血管性認知	だことを忘れたり、同じ物を何回も買ってくるようになる。後期には、自分の名前を忘れたり、
	症、レビー小体病	トイレがわからなくなったり、部屋に放尿するようになる。また失禁状態に陥る。薬物治療で
	等)	進行の遅延効果が得られる場合がある。
	ग/	血管性認知症 … 初発症状として物忘れで始まることが多い。深部腱反射の亢進、足底反射、
		仮性球麻痺、歩行異常等の局所神経徴候を伴いやすい。一般に、記憶障害はかなりあっても、
		判断力は保持されており、人格の崩壊は認められない。
		レビー小体病 … 進行性の認知症。リアルな幻視体験が特徴。パーキンソン症状が先行する事
		もあり、薬物治療で効果が得られる場合がある。

	光 仁 州 廿 L 州 古	臨床的に、これら三疾患にはパーキンソン症状が共通に認められる。すなわち、筋肉のこわ
7	進行性核上性麻 痺、大脳皮質基底	ばり(筋固縮)、ふるえ(振戦)、動作緩慢(無動)、突進現象(姿勢反射障害)などのうちのい
	核変性症及びパ	くつかを認めるものである。
	ーキンソン病(パ	① パーキンソン病は、パーキンソン症状を中心とし、薬剤などの治療効果が高いものが多い
	ーキンソン病関	② 進行性核上性麻痺は、異常な姿勢(頚部を後屈させ、顎が上がる)や、垂直方向の眼球運
	連疾患)	│ 動障害(下方を見にくい)といった多彩な症状を示す │③ 大脳皮質基底核変性症は、パーキンソン症状と大脳皮質症状(手が思うように使えないな
		③
		など、症状や病状の進行に差が見られる。①振戦 ②筋強剛(固縮) ③動作緩慢 ④姿勢反射
		障害 ⑤その他の症状(自律神経障害、突進現象、歩行障害、精神症状等)
8	脊髄小脳変性症	初発症状は歩行のふらつき(歩行失調)が多い。非常にゆっくりと進行。病型により筋萎縮や
		不随意運動、自律神経症状等で始まる。最終的には能動的座位が不可能となり、寝たきり状態 したス
		となる。 腰部脊柱管狭窄症 ・・・ 腰痛、下肢痛、間欠性跛行を主訴とする。
9	育性官 狭窄症	
		進、病的反射出現等の痙性四肢麻痺を呈する。
10	早老症(ウェルナー症	若年者で老人性顔貌、白髪、毛髪の脱落とともに肥満の割に四肢が細い。若年性白内障、皮
	候群等)	膚の萎縮と角化、足部皮膚潰瘍、四肢の筋肉・脂肪組織・骨の萎縮、血管・軟部組織の石炭化、
	5 T 4 + 4 +	性腺機能低下症、糖尿病、髄膜腫等を認める。
11	多系統萎縮症	多系統萎縮症(MSA)は臨床的に、①起立性低血圧、排尿障害、発汗低下など自律神経症状、 ②筋肉のこわばり、ふるえ、動作緩慢、小刻み歩行などパーキンソン症状、③立位や歩行時の
		◇前内のこれはり、ふるん、動作権侵、小列が多りなどハーギンノン症状、③立位で多り時の ふらつき、呂律が回らない、字がうまく書けないなどの小脳症状、を様々な程度に組み合わせ
		て呈する疾患である。
		自律神経症状が強いものを「シャイ・ドレーガー症候群」、パーキンソン症状が強いもの一を
		「線条体黒質変性症」、小脳症状が強いものを「オリーブ橋小脳萎縮症」とする。MRIなど
		画像検査が診断に有効である。パーキンソン病や小脳萎縮症に比して、やや進行が早い傾向が + z
12	 糖尿病性神経障	ある。 │糖尿病性腎症 … 糖尿病の罹病期間が長い。糖尿病に伴う蛋白尿を呈する。また、高血圧と浮
12	害、糖尿病性腎症	腫を伴う腎機能障害を認める。
	及び糖尿病性網	糖尿病性網膜症 … 主な症候は視力低下。末期まで視力が保たれることもあり、自覚症による
	膜症	と手遅れになりやすい。
10	w/ - / * / * / / / / 	糖尿病性神経障害・・・下肢のしびれ、痛み等を認める。
13	脳血管疾患(脳出	│脳出血 … 発症状況と経過は一般に頭痛、悪心、嘔吐をもって始まり、しだいに意識障害が進│ │み、昏睡状態になる。半身の片麻痺を起こすことが多く、感覚障害、失語症、失認、失行、視│
	血、脳梗塞等)	野障害等が見られる。
		脳梗塞 … 発症状況と経過は、アテローム血栓症脳梗塞やラクナ梗塞では、夜間安静時に発症
		し起床時に気が付かれ、症状が徐々に完成することが多く、心原性脳塞栓症では、日中活動時
		に突発的に発症して症状が完成することが多い。
		注) 高次脳機能障害については、言語・思考・記憶・行為・学習・注意障害等が生じ、社会生 活をさまたげることが多いが、外見からは分かりにくく、注意が必要である。
14		冶をさまだけることが多いが、外見からはガかりにくく、注意が必要である。 問診で閉塞病変に由来する症状ー下肢冷感、しびれ感、安静時痛、壊死 等があるかどうか聞
'*	闭塞性勤脈硬化 症	
	, <u></u>	の拍動の有無を調べる。
15	慢性閉塞性肺疾	肺気腫 … ほとんどが喫煙者で、男性に多い。体動時呼吸困難が特徴的であるが、出現するの
	患(肺気腫、慢性	はある程度病変が進行してからである。咳、痰を訴えることもある。
	気管支炎、気管支	慢性気管支炎 … 喫煙者に多く、慢性の咳、痰を認める。体動時呼吸困難は、感染による急性 増悪時には認めるが、通常は軽度である。身体所見では、やや肥満傾向を示す人が多いといわ
	喘息、びまん性汎	塩ಁ素料には硫砂なが、通常は粧度でめる。 対体が元では、そで応過機両をボッスが多いという れる。
	細気管支炎)	気管支喘息 … 発作性の呼吸困難、喘鳴、咳 (特に夜間・早朝) が、症状がない時期をはさん
		で反復する。気道閉塞が自然に、または治療により改善し、気流制限は可逆的である。その他、
		気道過敏症を示す。 ればより性に初生を示す。
		びまん性汎細気管支炎 … 呼吸細気管支領域にびまん性炎症により、強い呼吸障害をきたす。 初期には肺炎球菌、インフルエンザ桿菌等が感染菌となりやすく、痰、咳、喘鳴を呈し、長引
		初期には肺炎球菌、インブルエンサ桿菌等が燃栄菌となりやすく、痰、咳、喘喘を呈し、長5 くと菌交代現象を起こし、緑膿菌感染になり重症化しやすい。
16	両側の膝関節ま	初期の場合は、歩行し始めの痛みのみであるが、次第に、荷重時痛が増え、関節可動域制限が
	たは股関節の著	出現してくる。
	しい変形を伴う	
	変形性関節症	
(由	古物医研合 人群儿	保険における特定疾病診断の手引き. 東京都医師会雑誌. 51(9):1763-1821,1999 を一部改変)

(東京都医師会:介護保険における特定疾病診断の手引き.東京都医師会雑誌,51(9):1763-1821,1999を一部改変)

(2)症状としての安定性

上記(1)で記入した「生活機能低下の直接の原因となっている傷病による症

状」の安定性について、該当する口にレ印をつけてください。

脳卒中や心疾患、外傷等の急性期や慢性疾患の急性増悪期等で、積極的な医学的管理を必要とすることが予想される場合は「不安定」を選択し、具体的な内容を自由記載欄に記載してください。記載欄が不足する場合は「(3)生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容」に記載してください。

現在の全身状態から急激な変化が見込まれない場合は「安定」を選択してください。不明の場合は「不明」を選択してください。

なお、症状には日内変動や日差変動があるため、介護者からの情報にも留意してください。

(3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容

上記「(1) 1. 診断名」に記入した生活機能低下の直接の原因となっている 傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容について要点を簡潔に 記入してください。

高齢者においては、傷病による生活機能低下に、転倒、入院等を契機として日中の生活が不活発になったこと、外出の機会の減少、配偶者との死別や転居などを契機とする社会参加の機会の減少、家庭内での役割の喪失等の様々な要因が加わることにより、さらに生活機能が低下することが考えられます。これら更なる生活機能低下を引き起こしている要因があれば、具体的に記載してください。

投薬内容については、生活機能低下の直接の原因となっている傷病以外についても、介護上特に留意すべき薬剤や相互作用の可能性がある薬剤の投薬治療を受けている場合は、この欄に記入してください。(ただ単に投薬内容を羅列するのではなく、必ず服用しなければならない薬剤、頓服の必要な薬剤等を整理して記入するようにしてください。)

また、意識障害がある場合には、その状況についても具体的に記載してください。

2. 特別な医療

申請者が過去14日間に受けた12項目の医療のうち、看護職員等が行った診療補助行為(医師が同様の行為を診療行為として行った場合を含む)について該当する口にレ印をつけてください。

「医師でなければ行えない行為」、「家族/本人が行える類似の行為」は含まれないので注意して下さい。

なお、この項目は、訪問調査においても、調査員によるチェックの対象となっていますが、訪問調査員は必ずしも医療の専門家ではないことから、主治医意見書においても記入をお願いするものです。

なお、12項目以外の医師が行った治療行為は含まれない点に留意してください。

3. 心身の状態に関する意見

(1) 日常生活の自立度について

現状から考えられる障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度について、以下の判定基準を参考にして、該当する口にレ印をつけてください。

遷延性の意識障害等で、認知症高齢者の日常生活自立度が判断不能である場合は、 □Mにレ印をつけ、「1.(3)生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特 定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容」の欄に具体的な内容を記入して下さい。

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝た	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
寝たきり	ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する1. 自力で寝返りをうつ2. 自力では寝返りもうたない

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例	判断にあたっての留意事項及び 提供されるサービスの例
I	何らかの認知症 を有するが、日常 生活は家庭内及 び社会的にほぼ 自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。
п	生活 ままま 生活 ままま 生活 す 行 の 見 に よ 動 困 ら 注 き で も 、 い る ら さ て し で き る で も 、 い さ る 。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、日中の居宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改
Па	家庭外で上記 Ⅱの状態がみら れる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまできたことにミスが目立つ等	善及び進行の阻止を図る。
II b	家庭内でも上 記 Ⅱ の状態がみ られる。	服薬管理ができない、電話 の応対や訪問者との対応等一 人で留守番ができない等	

			\
ш	日常生活に支 障を来た・行動困 意思疎通の、介 きが見られ、介 を必要とする。		日常生活に支障を来たすような行動や意思疎通の困難さがランク II より重度となり、介護が必要となる状態である。「ときどき」とはどの
Ша	日中を中心と して上記皿の状 態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等	くらいの頻度を指すかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目を離せない状態ではない。在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、夜間の利用も含めた居宅サービスを利用しこれらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。
ШЬ	夜間を中心と して上記Ⅲの状 態が見られる。	ランクⅢa に同じ	
IV	日常生活は国际を活ます。日常来状・通いによ動類に関係を変更が、常に変が、常に変が、常に変が、ない。とする。	ランク皿に同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランク皿と同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により居宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、または特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
М	著しい精神症 状や周辺症になり な疾患が見られ、 専門を必要 とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・ 他害等の精神症状や精神症状 に起因する周辺症状が継続す る状態等	ランク I ~ IV と判定されていた高齢者が、精神病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。

(2) 認知症の中核症状

申請者に認められる認知症の中核症状の有無について、以下に記載されている 判定基準に基づき、該当する口にレ印をつけてください。なお、認知症の中核症状 として列挙していますが、その他の疾患で同様の状態が認められる場合も、該当する 口にレ印をつけてください。

短期記憶

例えば、身近にある3つのものを見せて、一旦それをしまい、5分後に聞いて みる等の方法を用いて、申請者及び医師がともに一時的には記憶に残るような直 前のことについて覚えているか否かを評価します。

記憶に問題がない場合には「口問題なし」に、覚えていないような場合には「口問題あり」にレ印をつけてください。

日常の意思決定を行うための認知能力

申請者の毎日の日課における判断能力を評価します。以下の各選択項目の状態例にあてはめ、該当する口にレ印をつけてください。

自立	日常生活において首尾一貫した判断ができる。毎日するべきことに対して予定 を立てたり、状況を判断できる。
いくらか困難	日々繰り返される日課については判断できるが、新しい課題や状況に直面した
	時にのみ判断に多少の困難がある。
見守りが必要	判断力が低下し、毎日の日課をこなすためにも合図や見守りが必要になる。
判断できない	ほとんどまたは全く判断しないか、判断する能力が著しく低い。

自分の意思の伝達能力

本人が要求や意思、緊急の問題等を表現したり伝えたりする能力を評価します。 以下の各選択項目の状態例にあてはめ、該当する口にレ印をつけてください。会 話に限らず、筆談・手話あるいはその組み合わせで表現される内容で評価しても 差し支えありません。

伝えられる	自分の考えを容易に表現し、相手に理解させることができる。
いくらか困難	適当な言葉を選んだり、考えをまとめるのに多少の困難があるため、応対に時
	間がかかる。自分の意思を理解させるのに、多少、相手の促しを要することも
	ある。
具体的要求に限	時々は自分の意思を伝えることができるが、基本的な要求(飲食、睡眠、トイ
られる	レ等)に限られる。
伝えられない	ほとんど伝えられない、または、限られた者にのみ理解できるサイン(本人固
	有の音声あるいはジェスチャー)でしか自分の要求を伝えることができない。

(3) 認知症の行動・心理症状 (BPSD)

申請者に認められる認知症の行動・心理症状の有無について、該当する口にレ印をつけてください。有の場合は、以下の定義を参考にして、該当する口にレ印をつけてください。複数の状態が認められる場合は、該当する口のすべてにレ印をつけてください。その他に該当する場合には、認められる具体的な状態について()内に記入してください。

なお、認知症の行動・心理症状として列挙していますが、その他の疾患で同様の状態が認められる場合も、該当する口にレ印をつけてください。

幻視·幻聴	幻視とは、視覚に関する幻覚。外界に実在しないのに、物体、動物、人の顔や姿等が
	見えること。
	幻聴とは、聴覚領域の幻覚の一種。実際には何も聞こえないのに、音や声が聞こえる
	と感じるもの。
妄想	病的状態から生じた判断の誤りで、実際にはあり得ない不合理な内容を、正常を超え
	た訂正不能な主観的確信をもって信じていること。これに対し、訂正可能である場合
	は錯覚という。
昼夜逆転	夜間不眠の状態が何日間か続いたり、明らかに昼夜が逆転し、日常生活に支障が生じ
	ている状態。
暴言	発語的暴力をいう。
暴行	物理的暴力をいう。
介護への抵抗	介護者の助言や介護に抵抗し、介護に支障がある状態。単に助言に従わない場合は含
	まない。
徘徊	客観的には、目的も当てもなく歩き回る状態。認知症だけでなく心因性の葛藤からの
	逃避的行為やその他急性精神病等でもみられる。
火の不始末	たばこの火、ガスコンロ等あらゆる火の始末や火元の管理ができない状態。
不潔行為	排泄物を弄んだり撒き散らす場合等をいう。体が清潔でないことは含まれない。
異食行動	食欲異常の一種。正常では忌避するような物体、味に対して特に異常な食欲や嗜好を
	示すこと。
性的問題行動	周囲が迷惑している行為と判断される性的な問題行動。

(4) その他の精神・神経症状

認知症以外の精神・神経症状があれば、「□有」にレ印をつけ、その症状名を 記入してください。有の場合、専門医を受診している場合は「□有」にレ印をつ け、()内に受診の科名を記入してください。

また、申請者の状態から判断して、以下に挙げる定義の中からあてはまるものがあれば、症状名に記入してください。

失語	正常な言語機能をいったん獲得した後、多くは大脳半球の限定された器質的病変により、言語(口頭言語と文字言語の両方)表象の理解・表出に障害をきたした状態。
構音障害	俗に"ろれつが回らない"という状態。構音器官(咽頭、軟口蓋、舌、口唇等)の麻痺による麻痺性構音障害と、筋相互の間の協調運動障害による協調運動障害性構音障害とがある。後者は運動失調によるものと、錐体外路性運動障害によるものがある。
せん妄	意識変容の一つ。軽度ないし中等度の意識混濁に妄想、錯覚、偽幻覚、幻覚、不安・ 恐怖、精神運動性の興奮を伴う。夜間に起こりやすい(夜間せん妄)。
傾眠傾向	意識の清明性の障害。意識混濁は軽度で、反復して強い刺激を与えればやや覚醒状態 に回復するが、放置すればただちに入眠してしまうような状態。
失見当識	見当識の機能が失われた状態。多くの場合、意識障害がある際にみられる(意識障害性)ため、意識障害の有無をみる必要がある。その他、認知症等で記銘力障害のある場合(健忘性)、妄想によって周囲を正しく判断していない場合(妄想性)等にも認められる。
失認	局在性の大脳病変によって起こる後天性の知覚と認知の障害で、ある感覚を介する対象認知が障害されているが、その感覚自体の異常、また、知能低下、意識障害等に原因するとはいえず、また他の感覚を介すれば対象を正しく認知できるもの。視覚失認及び視空間失認、聴覚失認、触覚失認、身体失認等に大別される。
失行	随意的、合目的的、象徴的な熟練を要する運動行為を行うことができない状態で、麻痺、運動失調等の要素的運動障害、また失語、失認、精神症状等で説明できないもの。 局在性の大脳病変で起こる後天性の行為障害。

(5) 身体の状態

利き腕

利き腕について、該当する方の口にレ印をつけてください。

身長・体重

体重及び身長について、おおよその数値を記入してください。また、過去6ヶ月程度における体重の変化について、3%程度の増減を目途に、該当する口にレ印をつけてください。

麻痺・褥瘡等

麻痺・褥瘡等の状態について、該当するものがあれば□にレ印をつけてください。介護の手間や生活機能を評価する観点から部位の記載が必要なものについては具体的に記入してください。程度については、麻痺・褥瘡等の状態が介護にどの程度影響するのかという観点から、あてはまる程度の□にレ印をつけてください。なお、麻痺については、訪問調査においても、同様の項目がありますが、訪

問調査員は必ずしも医療の専門家ではないことから、主治医意見書では、医学的 観点からの麻痺の有無の記入をお願いするものです。

四肢欠損	腕、肢、指等について、欠損が生じている状態。
麻痺	主に神経系の異常によって起こった筋力低下あるいは随意運動の障害。
筋力の低下	麻痺以外の原因による随意運動に支障のある筋力の低下。
関節の拘縮	関節及び皮膚、筋肉等の関節構成体以外の軟部組織の変化によって生じる関節の可動域制限。
関節の痛み	日常生活に支障をきたす程度の関節の痛みがある状態
失調	運動の円滑な遂行には多くの筋肉の協調が必要であるが、 その協調が失われた状
	態。個々の筋肉の力は正常でありながら運動が稚拙であることが特徴である。
不随意運動	意志や反射によらずに出現する、目的に添わない運動。多くは錐体外路系の病変に
	よって生じる。
褥瘡	廃用症候群の代表的な症状。持続的圧迫及びずれ応力による局所の循環障害によっ
	て生じる阻血性壊死。
その他皮膚疾患	褥瘡以外で身体介助、入浴等に支障のある皮膚疾患がある状態。

4. 生活機能とサービスに関する意見

(1) 移動

屋外歩行

日常生活での屋外歩行の状態について、以下の各選択項目の状態例にあてはめ、該当する口にレ印をつけて下さい。

自立	自分だけで屋外を歩いている状態。歩行補助具や装具・義足を用い
	ている場合も含みます。外出するようには促しが必要でも、屋外は一
	人で歩いている場合も含みます。
介護があればしている	介護者と一緒に屋外を歩いている状態。直接介助されている場合だ
	けでなく、そばで見守っている場合も含みます。
していない	屋外歩行をしていない状態。
	歩こうとすれば歩けるが実際は歩いていない場合や、訓練の時だけ屋
	外歩行をしている場合を含みます。また車いすで屋外を移動している
	場合等を含みます。

車いすの使用

車いす(電動車いすも含む)を用いていることがある場合に、主に誰が操作 (駆動)しているかについて、以下の各選択項目の状態例にあてはめ、該当す る口にレ印をつけて下さい。車椅子を常時使っている場合だけでなく、例えば 外出時だけの使用や、病院や通所施設等だけで使用している場合も含みます。

用いていない	全く使用していない状態
主に自分で操作	車いすを用いることがあり、その場合は主に自分だけで操作(駆動)
	している状態。
	主に室内での状態で判断し、例えば室内は自分だけでこいでいる
	が、屋外は後ろから押してもらっている場合なども含みます。
主に他人が操作	車いすを用いていることがあり、その場合は主に他人に操作(押し
	てもらう等) してもらっている状態。操作時に見守りを必要とする場
	合を含みます。

歩行補助具・装具の使用

日常生活での室内歩行や屋外歩行で、歩行補助具(杖等)や装具を用いている状態について、以下の各選択項目の状態例にあてはめ、該当する口にレ印をつけて下さい。屋内、屋外両方で使用している場合は両方の口にレ印をつけて下さい。

どちらか一方だけの使用の場合も含みますが、義足(切断の時に用いる)の 使用は含めません。

使用していない	日常生活では、歩行補助具も装具も全く使用していない状態。訓練
	歩行の時だけは使っている場合も含みます。
屋外で使用	日頃の屋外歩行の時に使用している状態。例えば遠出の時だけの使
	用のように、時々使用している場合も含みます。
屋内で使用	日頃の室内歩行のときに使用している状態。例えば家事の時だけの
	使用のように、特定の生活行為を行う時のみ使用している場合も含み
	ます。

(2) 栄養・食生活

高齢者に多くみられる栄養問題は、慢性的なエネルギー、たんぱく質の補給不足、あるいは疾患によってエネルギー、たんぱく質の欠乏した状態(以下「低栄養」という。)です。要介護高齢者の「低栄養」は、内臓たんぱく質及び筋たんぱく質の低下をきたし、身体機能及び生活機能の低下をはじめ、感染症、褥瘡などの誘発に関わります。そこで、要介護状態の改善及び重度化の予防の観点から、「低栄養」に関連する要因として考えられる食事行為、総合的な栄養状態を評価します。医学的観点から栄養・食生活上の留意点を認める場合には具体的な内容を記載してください。

食事行為

日常生活行為のうち食事について、どの程度、どのように自分で行っているかを評価します。以下の各選択項目の状態例にあてはめ、該当する口にレ印をつけてください。

か自分で食べら	とができる。
れる	
全面介助	他の者の全面的な介助が必要である。

現在の栄養状態

現在の栄養状態を評価します。以下の各選択項目の状態にあてはめ、該当する 口にレ印をつけてください。また、医学的観点から、改善に向けた留意点につい て、()内に記入してください。

良好	①過去6ヶ月程度の体重の維持(概ね3%未満)、②BMI(体重(kg)/身長²(m²)) 18.5以上、③血清アルブミン値が明らかである場合には、3.5g/dlを上回る、の 3項目全てが該当する状態。
	上記指標が入手できない場合には、食事行為、食事摂取量(概ね3/4以上)、 食欲、顔色や全身状態(浮腫、脱水、褥瘡などがない状態)から総合的に栄養
不良	状態が良いと判断される状態。 ①過去6ヶ月程度の体重の減少(概ね3%以上)、②BMI(体重(kg)/身長 ² (m ²)) 18.5未満、③血清アルブミン値がある場合には、3.5g/dl以下、の3項目のうち
	1つでも該当する状態。 上記指標が入手できない場合には、食事行為、食事摂取量(概ね3/4以下)、
	食欲、顔色や全身状態(浮腫、脱水、褥瘡などがある状態)から総合的に栄養 が不良又は不良となる可能性が高いと判断される状態。

(3) 現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針

日常の申請者の状態を勘案して、現在あるかまたは今後概ね6ヶ月以内に発生する可能性の高い状態があれば、該当する口にレ印をつけてください。また、具体的な状態とその際の対処方針(緊急時の対応を含む)について要点を記入してください。

(4) サービス利用による生活機能の維持・改善の見通し

現在の状態から、<u>概ね3ヶ月から6ヶ月間</u>、申請者が介護保険によるサービス (予防給付等によるサービスを含む)やその他の高齢者に対するサービスを利用 した場合の、生活機能の維持・改善の見通しについて、該当する口にレ印をつけてください。

傷病の症状としての見通しではなく、生活機能の維持·改善がどの程度期待できるか、という観点であることに留意してください。

(5) 医学的管理の必要性

<u>医学的観点</u>から、申請者が利用する必要があると考えられる医療系サービスについて、以下の各サービスの内容を参考に、該当するサービスの口にレ印をつけてください。各サービスについては、予防給付で提供されるサービスも含みます。 訪問歯科診療及び訪問歯科衛生指導については、口腔内の状態(例えば、歯の 崩壊や喪失状態、歯の動揺や歯肉からの出血の有無、義歯の不適合等)をもとに、 口腔ケアの必要性に応じて該当する口にレ印をつけてください。

また、特に必要性が高いと判断されるサービスについては、項目に下線を引いてください。

なお、本項目の記入は、ここに記入されているサービスについての指示書に代わるものではありませんのでご注意ください。

訪問診療	通院することが困難な患者に対して、医師等が計画的に訪問して行う診療や居宅
	療養指導等。
 訪問看護	訪問看護ステーション及び医療機関からの訪問看護等、保健師、看護師等が訪問
	して看護を行うことをいう。
	ひても殴されりこととより。 なお、保健師等が地域支援事業の訪問型介護予防として訪問して指導する行為は
	含まない。
訪問リハビリテー	病院、診療所及び訪問看護ステーションの理学療法士等が訪問して行うリハビリ
ション	テーションをいう。なお、理学療法士、作業療法士あるいは言語療法士等が地域
	支援事業の訪問型介護予防として訪問して指導する行為は含まない。
通所リハビリテー	病院、診療所、老人保健施設が提供するリハビリテーションをいう。なお、病院、
ション	診療所(医院)の外来でリハビリテーションを診療行為として受けた場合、保健
	所、市町村保健センター等で地域支援事業の機能訓練等を受けた場合はこれに含
	めない。
短期入所療養介護	病院、診療所及び介護老人保健施設に短期間入所させ、当該施設において、看護、
	医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を
	行うものをいう。
訪問歯科診療	居宅において療養を行っている患者であって、通院が困難なものに対して、患者
	の求めに応じ訪問して歯科診療を行った場合又は、当該歯科診療に基づき継続的
	な歯科治療が認められた患者に対してその同意を得て訪問して歯科診療を行う
	ものをいう。
訪問歯科衛生指導	訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士、保健師、看護師等
	が訪問して療養上必要な指導として、患者の口腔内での清掃等に係わる指導を行
	うものをいう。
訪問薬剤管理指導	医師の診療に基づき計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問し
	て薬学的管理指導を行うものをいう。
訪問栄養食事指導	医師の診療に基づき計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、管理栄養士が訪
	問して具体的な献立等によって実技指導を行うものをいう。
その他の医療系サ	上記以外の医学的管理をいう。地域支援事業の訪問型介護予防、機能訓練、保健
ービス	所が実施する保健指導、入院等が必要とされる場合にその種類とともに記入す
	る。

(6) サービス提供時における医学的観点からの留意事項

申請者がサービスを利用するにあたって、医学的観点から、特に留意する点があれば、「□あり」にレ印をつけ、サービスを提供する上で不安感を助長させないよう、()内に具体的な留意事項を記載してください。また、血圧・嚥下等の項目以外に医学的観点からの留意事項があれば、「その他」の ()内に具体的な留意事項を記載してください。

血圧

血圧管理について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。また、どの程度の運動負荷なら可能なのかという点等についても記入してください。

嚥下

嚥下運動機能(舌によって食塊を咽頭に移動する随意運動、食塊を咽頭から食道 へ送るまでの反射運動、蠕動運動により食塊を胃に輸送する食道の反射運動)の 障害について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。 摂食

摂食について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。

移動

移動(歩行に限らず、居室とトイレの移動や、ベッドと車椅子、車椅子と便座 等への移乗等も含める)について、サービス提供時の留意事項があれば、具体的 に記載してください。

運動

運動負荷を伴うサービスの提供時の留意事項があれば、具体的に記載してください。特に運動負荷を伴うサービス提供について、医学的観点からリスクが高いと判断される場合には、その状態を具体的に記載してください。

その他

その他、医学的観点からの留意事項があれば、()内に具体的に記載してください。

(7) 感染症の有無

サービスの提供時に、二次感染を防ぐ観点から留意すべき感染症の有無について、該当する口にレ印をつけてください。有の場合には、具体的な症病名・症状等を()内に記入してください。

5 特記すべき事項

申請者の主治医として、要介護認定の審査判定上及び介護保険によるサービスを受ける上で、重要と考えられる事項があれば、要点を記入してください。特に、他の項目で記入しきれなかったことや選択式では表現できないことを簡潔に記入してください。口腔内の状況から口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、要点を記載してください。

また、専門医に意見を求めた場合にはその結果、内容を簡潔に記入してください。

情報提供書や身体障害者申請診断書等の写しを添付していただいても構いません。なお、その場合は情報提供者の了解をとるようにしてください。

なお、平成21年度の要介護認定の見直しでは、調査員ごとのバラツキを減らすとともに、介護の不足等も適切に把握できるよう、認定調査の選択肢について、調査員の方に、できるだけ見たままを選んでいただき、介護認定審査会において、認定調査票の特記事項や主治医意見書の内容から、申請者に必要な介護の手間について総合的に把握し、判定することとしました。したがって、申請者にかかる介護の手間をより正確に反映するために、主治医意見書の重要性が増しており、主治医意見書の「5.特記すべき事項」に、申請者の状態やそのケアに係る手間、頻度等の具体的内容についても記載してください。

その他、交通事故等の第三者による不法行為(以下「第三者行為」という。)による被害に係る求償事務の取組強化のため、平成28年4月1日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第1号被保険者は保険者への届出が必要となりました。主治医意見書を端緒として保険者が被保険者に対し適切な届出を促す観点から、第1号被保険者について、負傷等の原因として第三者行為が疑われる場合は、主治医意見書の「5.特記すべき事項」に「第三者行為」といった旨の記載をお願いします。